導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、能美市の人口は約5万人で石川県や全国と比較して人口は増加傾向にあるが、 今後の人口推計を見ると、少子高齢化の進展により人口は減少傾向に推移していくと 見込まれている。

能美市の産業構造としては、繊維工業、電子部品・デバイス製造業、生産用機械器具製造業といった製造業が中心となり、世界レベルの技術を有するニッチトップ企業が多く集積している。また、市内に位置する北陸先端科学技術大学院大学では、域内企業との共同研究開発などの産学官連携に力を入れて取り組んでいる。

域内における有効求人倍率は高水準で推移しており、域内中小企業者においては、人材不足や後継者不足が深刻な課題となっている。また、働き方改革による長時間労働や残業時間の規制へ対応するために、女性、高年齢者、障害を持たれている方の積極的な雇用に加え、外国人実習生の受入れが増加している等、中小企業者は人手不足を克服するために積極的に対応されている。

このような中、市では「能美市中小企業・小規模事業者振興基本条例」を制定し、産業振興を市政の重点課題と位置づけており、市内中小企業の生産性向上を図ることによって、人手不足等に対応した事業基盤の整備を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、域内中小企業者の労働生産性を向上させ、 人手不足に対応できる事業基盤を整備させることを目標とする。

そのための目標値として、計画期間中に80件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

能美市には、製造業を中心とした様々な産業が集積している。また、北陸先端科学技術大学院大学と域内企業との共同研究など産学官の連携した取り組みも行われており、様々な業種が設備を用いて事業活動を行い能美市の産業や雇用を支えている。そのた

め本計画において、多様な設備投資を支援する観点から、対象とする設備は、中小企業 等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

能美市の企業は栗生工業団地や臨海工業地区、北陸先端科学技術大学院大学を核とするいしかわサイエンスパークなど広域に立地しており、新たな産業団地の造成も予定されている。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種·事業

能美市では、製造業、卸売・小売業、建設業、運輸業を中心に様々な産業が集積しており、市の経済や雇用を支えており、これらの産業の生産性向上を支援していく必要がある。しかしながら、近年、設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」(同法第2条第4項第1号から第6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。)を指す。

また、対象事業においては、中小企業者の行う全事業を対象とし、海外市場等を見据えた連携その他様々な事業活動についても対象に含めるものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組については計画認定の対象とせず、設備投入に伴う人員 増が労働生産性の評価に当たって不利にはしない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端 設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。